

# 新たな適正配置等実施計画の基本的考え方

教育委員会は、これまでも子どもたちが豊かな心を持ち、たくましく生きることを目的に教育効果と教育環境の一層の充実を図るために区立学校の適正規模・適正配置に取り組んできました。しかし、今後も少子化の傾向は引き続き進行するものと予測され、これに伴う区立学校の更なる小規模化も避けて通れない課題であります。このような状況に対して的確な取り組みを確実に進めていくことが必要です。

そのため、区域内の児童・生徒数を住民基本台帳上の人数で捉え、隣接する学校との統廃合を実施し、適正規模の維持に努めることとします。

教育委員会は、平成 18 年 2 月の答申の主旨を尊重した本計画に基づく区立学校の適正配置等を推進していくことで、墨田区における学校教育の一層の充実を図るとともに子どもたちの教育環境の改善と向上に積極的に取り組み、活力に富んだ魅力ある学校づくりを行っていきます。

## 1 計画の目的

この計画は、区立学校の小規模化によって発生する諸問題の解消に努め、より良い教育環境を提供することで、多くの子どもが楽しく学校に通い、学力・体力・人間性を身につけることのできる魅力ある学校環境をつくることを目的とします。

## 2 計画の性格・特徴

- ・本計画は、区立学校の適正配置を推進するにあたり基本的考え方と具体的方策について示すものです。
- ・墨田区立学校適正配置等審議会の答申『新たな墨田区立学校の適正配置等について』（平成 18 年 2 月）を尊重して策定したものです。
- ・今後の児童・生徒数の推移や義務教育に係る国や東京都の動向変動などに留意し、必要に応じて適切な修正を行います。

## 3 計画の期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とします。

## 4 区立学校の適正規模

区立学校における集団による教育の充実及び教育指導面と学校運営組織の充実を図るとともに、法令の規定による標準規模（学校教育法施行規則第 17 条）などを総合的に勘案し、小学校・中学校ともに、原則 12 学級～18 学級を適正規模とします。

## 5 通学区域の変更

### (1) 基本的条件

#### 小学校の場合

- ・ 現行の通学区域を基礎とします。
- ・ 適正規模の確保を考慮しつつ、町会・自治会の通学区域で分断されている現状の解消に努めます。
- ・ 児童の通学の負担を考慮して、通学距離はおおむね 1km 以内とします。
- ・ 小学校から中学校への進学先は同じ中学校とします。

#### 中学校の場合

- ・ 中学校の通学区域は、複数の小学校通学区域を合わせた区域とします。
- ・ 生徒の通学の負担を考慮して、通学距離はおおむね 1.5km 以内とします。

#### 小学校・中学校共通

- ・ 住民基本台帳上の児童・生徒数の推移を見ながら、墨田区立小・中学校の適正規模である原則 12～18 学級となるようにします。
- ・ 地域再開発の状況等住環境の変化を考慮します。
- ・ 既存の統廃合校（小学校 3 校、中学校 1 校）の区域は極力尊重します。

### (2) 経過措置

通学区域の変更を実施する小学校・中学校に在籍する在校生は、学年進行や友人関係などを考慮して、原則現在通学している学校に通学することとします。

## 6 学校の統廃合

### (1) 基本的条件

住民基本台帳上の児童・生徒数の推移を基に、墨田区立小・中学校の適正規模とした、小学校・中学校ともに原則 12～18 学級となるように区立学校の統廃合を行います。

児童・生徒の通学の負担を考慮して、通学距離はおおむね小学校 1km、中学校 1.5km 以内とします。

現在、区内では曳舟駅周辺の再開発や押上・業平橋地区まちづくりなどの計画があり、今後地域によっては住民基本台帳上の人数が増えることによる児童・生徒数の増加も予想されることから、地域再開発の状況等環境の変化を考慮します。

## (2) 個別の統合実施計画を策定

個々の区立学校の統合については、地元協議のもと具体的な統合実施計画を別途策定し、実施することとします。

## (3) 学校位置、名称等は地域との協議事項

統合新校の位置等については、個々の統合実施計画等を策定する際に地元協議の上決定します。

## (4) 校舎整備方針

学校施設整備の基本的考え方は既存校舎等の活用を図り、使える学校施設は極力使用することとします。

しかし、改築が必要な校舎については、平成 16 年 3 月に策定した『新たな学校づくり調査検討報告書』における学校施設整備の基本的指針（ガイドライン）を参考に校舎等の整備を図ります。

## (5) 学校への支援

学校の統廃合を行う時期は、一番早い学校で平成 23 年 4 月、一番遅い学校で平成 29 年 4 月を計画しています。教育委員会は、引き続き児童・生徒が充実した学校生活を送り、充実した教育が受けられるように可能な限りの支援を行います。

## 7 通学区域のブロック化

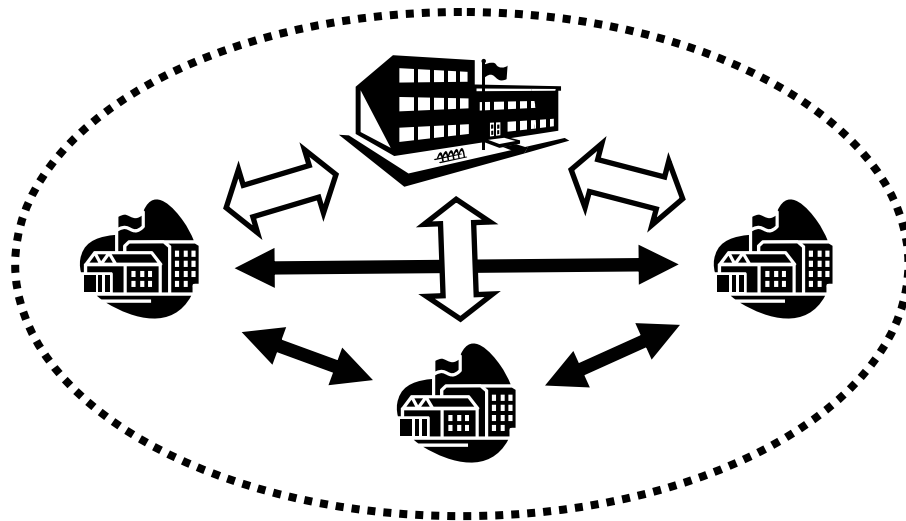
中学校の通学区域を再編した上で、中学校を軸に複数の小学校をブロック化します。これにより、これまでの通学区域としての地域と各学校との協力関係は、より広域的な地域であるブロックとそのブロック内の複数の学校との協力関係へと発展することが期待できます。

そして、このことはブロック内の複数の学校同士の協力関係を強めていくことにもつながり、ブロック内の学校は一つのまとまりのある「学校群」としての機能をもつようになります。

ブロック化によって生まれるこうした新しい「学校群」が地域の教育力を生かしつつ、義務教育終了までの一貫した指導を行うことにより、すみだの子どもたちに実り豊かな教育を提供していくことを可能にします。

また、このことは学年進行とともに子どもたちの学習内容の理解度や学習意欲が低下していることや小学校や中学校の入学期において新しい学校生活になじめずに生じる諸問題等の近年の新たな教育課題の解消にもつながります。

区では、幼稚園教育も含めて幼・小・中一貫教育カリキュラムの研究を行っていますが、地域で子どもたちを育てるブロック化の考え方に基づき、義務教育終了までの一貫した指導体制づくりを行うことにより、よりよい教育活動を推進していきます。



**(1) ブロックの構成**

- ・ブロックの数は、8 ブロックとします。
- ・1 ブロックは、1 校の中学校と 2～3 校の小学校で構成します。

**(2) 8 ブロックの考え方**

住民基本台帳上の児童・生徒数の推移、通学区域拡大に伴う児童・生徒の通学の負担や既存の学校施設の状況等を総合的に勘案し、8 ブロックとしました。

**(3) ブロックを構成する小学校・中学校**

\* ブロックを構成する小学校・中学校 (8 ブロック)

ブロックを構成する小学校・中学校 (8ブロック)

